

令和3年度（2021年度）

札幌市本庁舎電気設備等維持管理業務(単価契約)仕様書

札幌市総務局行政部庁舎管理課

# 札幌市本庁舎電気設備等維持管理業務(単価契約)仕様書

## 1 目的

本庁舎のレイアウト変更及び施設維持に伴う電気・LAN・弱電・建築・機械設備の円滑な機能維持のために行う委託業務であり、実施に当たって下記によるほか「電気事業法」その他関係法令を遵守するとともに、委託者の指示によるものとする。

## 2 業務場所

- (1) 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎
- (2) 札幌市中央区北2条西2丁目 S T V北2条ビル
- (3) 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌時計台ビル
- (4) 札幌市中央区南1条東2丁目 大通バスセンタービル (1号館2号館)
- (5) 札幌市中央区北2条西1丁目 ORE札幌ビル (7、8、9階)
- (6) 別途、委託者の指示する場所 (本庁舎周辺)

## 3 業務内容

受託者は委託者の作業指示書(別紙1)及び提供する図面等により、次の業務を実施しなければならない。

- (1) 電気設備・LAN設備・弱電設備の施工(配線・配管、コンセント移設及び設置、照明器具等の交換、スピーカ等移設及び設置、点検・各種測定等)を行う。
- (2) 軽度の建築設備、機械設備の施工(ドアヒンジ交換、ファンコイル整備等)を行う。
- (3) その他当該業務を遂行するため、委託者が指示する業務。

## 4 履行期間

令和3年(2021年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日までとする。

## 5 提出書類

提出書類	提出部数	提出期限
着手届	2	契約後すみやかに
監督者及び監督代行者等指定通知書	1	契約後すみやかに
作業日誌(別紙2)	1	作業終了後
業務完了届	1	業務完了時

※ 作業終了後、歩掛表に基づき、資材使用量や作業内容に関する作業日誌(別紙2)を提出すること。

※ その他様式については庁舎管理課入札・契約情報ホームページ

(<http://www.city.sapporo.jp/somu/choshakanri/choshakanri-kokai.html>) 参照

## 6 監督者

受託者は、業務遂行を指揮監督するため、監督者を定め、監督者が不在又は事故がある時の補助者として監督代行者を若干名選任し、氏名等及び雇用を確認できる書類を委託者に提出すること。

なお、監督者及び監督代行者は第一種電気工事士以上の資格を有することとし、資格者証の写しを提出すること。

## 7 安全の確保

受託者は、作業の実施にあたり、委託者の職員、従業員又は第三者に対する事故防止に留意し、事故に対する一切の責任を負うこと。

また、事故が発生した場合は速やかに委託者に報告すること。

## 8 設備等の破損事故

作業の実施にあたって、備品及び設備等を破損した場合は、ただちに委託者に連絡の上適切な処置をすること。

## 9 作業日誌

受託者は、実施した作業結果について、作業内容、使用資材を記載した作業日誌を提出すること。

## 10 服装及び名札

受託者は、作業に従事する者に、常に清潔な服装を着用させ、胸部に名札をつけさせること。)

## 11 身分証明書

受託者は、常時従業員に身分証明書を携帯させること。

## 12 その他

(1) 業務に必要な、材料、部品、雑材は委託者の支給品とし、別に示す歩掛表による労務費（経費込）とする。

(2) 庁舎内の作業で、市職員の業務に支障を及ぼす恐れのある作業を実施する場合には、委託者の指示する時間帯に作業を実施すること。

(3) 受託者は、業務の遂行にあたり、委託者との連絡を密にすると共に、この仕様書に

定めのない事項については委託者との協議により行うこと。

(4) 緊急の指示に即応できる体制をとること。

### 13 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

(1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

(2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。

(3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

(4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

(5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用するよう努めること。

(6) 業務関係者に対し、札幌市環境方針を十分理解させるとともに業務と環境配慮の関連について自覚を持つような指導をすること。

(7) 特定業務（設備機器の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務）の業務関係者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていなければならない。